

一般質問通告一覧表

令和8年9月

【一般質問】9月8日(火)、9日(水) 各日午前9時～

※各質問者欄に掲載の時間は目安のため、進行具合により異なる場合があります。

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
1	長崎 十九八 チーム共創いなべ (225 分) ※質問制限時間 は1人60分 9/8 9:00頃	1 保育サービスの充実について (1) 令和9年度採用いなべ市職員 保育士採用試験の応募及び選考状況は。 ※申し込み者数、3次試験受験者数、一般、経験者それぞれの内訳 (2) 令和8年度9月時点のいわゆる潜在的待機児童（留保児童）の状況は。 (3) 上記（2）の留保児童の要因別内訳は。 ※特定の保育所への入所を希望している、こども園に入れないから求職活動を休止しているなど。 (4) 北勢子育て支援センターの未満児保育室の定員計画は。 (5) 保育人材確保に対し、保育士を希望する学生向け保育士就職フェア（説明会、体験会）の有効性についての見解は。 (6) 小中学生の保育体験について、教育的効果の観点からの見解は。（教育委員会） (7) 民間の小規模保育施設誘致のに向けた包括的な支援制度の創設についての見解は。 (8) 病児、病後児サポート事業の概要と進捗は。 【質問の背景・論点】 3歳未満児のいわゆる潜在的待機児童（留保児童）を減らすためには、保育士の人材確保と保育の受け皿整備が必要である。 ・ いなべ市では、正規保育士採用の再開、北勢子育て支援センターの未満児保育室計画、保育士処遇改善など、課題解決に向けた取り組みが進められている。しかしながら、市による課題解決策のタイムラグは、今まさに子どもを預けて働きたいと願う保護者にとっては切実な問題である。したがって、保育人材の確保と保育の受け皿対策は、スピード感と柔軟性が求められる。 ・ 今年7月、四日市市内の小規模保育施設を視察した。小規模保育制度は保育人材確保がしやすいこと、効率的な施設整備や運営ができることなどから、潜在的待機児童解消対策として大きな可能性を感じ取った。 いなべ市においても一日も早い潜在待機児童の解消、多様な保育サービスの提供という観点から、民間小規模保育施設の誘致が求められる。また、あらゆる事業、取組を総動員して保育ニーズを満たすことが重要である。 ・ 三重県が実施した保育士養成施設学生アンケート調査では、保育人材を確保するには、処遇改善、修学支援、小中学校での職場体験が有効であると結論付けている。 処遇改善については、国や市の取り組みによって一定の効果が上がっている。しかしその一方で、小中学校での職場体験等については、事業取組余地を有している。 ・ 子ども家庭庁の令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究報告書」は、人材確保に向け、自治体主導の就職フェア等の開催など、様々な採用機会の提供を図っていく必要があると見解を示した。 ・ 病児、病後児保育は、働く親のキャリア維持と子どもの健康や安全を守るために不可欠なセーフティネットであることから、令和8年度当初予算に計上された「病児、病後児サポート事業」について、概要と進捗を確認する。 【質問のねらい】 ・ 保育士を希望する学生に向けた、保育士就職フェア（説明会、体験会）の開催 ・ 中学校の保育体験の再開 ・ 民間の小規模保育施設誘致のに向けた包括的な支援制度の構築 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
1	長崎 十九八 チーム共創いなベ (225 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 9:00 頃	・病児、病後児サポート事業について進捗と今後の方向性の確認 2 第5次地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果について ～福祉を基盤とした豊かな地域社会の実現に向け～ (1) 活動主体者アンケートの双方で、新規加入の少なさ、役員のなり手不足が 42.3%と最多の課題として示された。地域活動の高齢化が進む中、担い手の発掘と育成は計画の根幹である。第5次計画では、担い手不足をどのように位置づけ、どのような支援策（発掘・育成）を講じるのか。 (2) 相談相手は「家族」が 85.5%と最多、近所付き合いは「立ち話程度」が 37.1%と最多。家族機能の低下や単身世帯化が進む中、地域での支え合いが不可欠である。地域で顔の見える関係性をつくるための課題認識と具体的支援策は。 (3) 支え合いの必要性は「必要」が 84.1%と高い一方、地域活動経験なし 39.3%、防災訓練参加は「いいえ」が最多。意識と行動の乖離が顕著である。地域課題を「じぶんごと」化し、行動につながった具体的な取組み事例を把握しているか。 (4) 福祉委員会は地域福祉の要と考える。認知は「知っているが参加したことがない」が 42.2%と最多。地域役員で構成されている影響もあると思われるが、まずは活動の中身を知ってもらい共感の和を広げ、幅広い世代の交流につなげることが重要と考える。更なる地域力向上のため、福祉委員会の運営支援をどのように強化するのか。 (5) 福祉サービス情報を「ほとんど入手できていない」が 36.2%、社協の活動内容が「よくわからない」が 52.9%。情報不足が相談行動の遅れや支援の届かない層の発生につながる懸念がある。この現状をどう受け止め、情報提供体制をどのように再構築するのか。 (6) 民生委員を「知らない」が 43.0%と最多。地域の相談支援の要であるが、認知が高いとは言いがたい状況である。認知度向上に向けた具体的な広報、周知策は。 (7) 地域課題のトップは「防犯・防災」が 43.7%、次いで「高齢者世帯の生活支援」が 39.0%。避難所認知は高い一方、防災訓練参加や自主防災加入は低く、要援護者把握は「できていない」が最多。高齢者支援と防災、防犯を一体で進めるための課題と対策は。 (8) 防災アプリ「知らせーる」の認知度が低いが、普及促進のために具体策は。 (9) 重層的支援体制整備交付金削減について、いなべ市への影響と対策は。 (10) アンケート調査結果（市民の声）を踏まえ、福祉を基盤に地域を豊かにしていくために、第5次計画で重点的に取組む施策について、市長に伺う。 【質問の背景・論点】 ・第5次地域福祉計画および地域福祉活動計画（以下、第5次計画）の策定に向け、市民の意識や地域活動の現状を把握するためのアンケート調査の結果が、令和8年7月に公表された。 ・アンケート調査結果を基に第5次計画の策定作業が進められているこのタイミングで、地域共生社会の実現に向けた現状と課題を確認し、同調査結果（市民の声）を如何にして第5次計画に反映させるかが問われている。 ・アンケート調査結果から見えないいなべ市の課題として、 ①地域力の向上、「じぶんごと、みんなごと」認識の醸成 ・市民も活動主体も高齢化が進み、担い手不足・役員不足が深刻化している。また、近所付き合いは希薄化が進み、相談相手は家族が中心（85%）。 ・家族機能の低下がどんどん進む中、家族機能を地域で担う取組が重要性を増す。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
1	長崎 十九八 チーム共創いなべ (225 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 9:00 頃	・「地域の課題に対して住民同士の支え合いや助け合いが必要」と回答した方が約 85%と非常に高い意識が示された。その一方で、実際の地域活動への参加は限定的であり、地域活動経験なしが4割、防災訓練の参加率は2割、要援護者の把握については「できていない・わからない」が8割という結果であった。 つまり、支え合いの必要性は理解しているが、「じぶんごと、みんなごと」になっておらず、具体的な行動に結びついていないという課題である。 ここでは、支え合いの行動化（きっかけづくり）が第4次計画に増して強く求められる。ただ、地域活動は楽しくなければ参加しない、続かない。市役所や社協からの「やらされ感」を感じさせないような“支援力”“企画力”が求められる。 ②情報提供・収集体制の強化、デジタル化への対応 ・自分に必要な福祉サービスの情報を「ほとんど入手できていない」と回答した方が36%と最も高い。地域の民生委員を知らないが43%、防災アプリ「知らせーる」を知らないが73%となっている。また、社会福祉協議会の認知度も「名前を聞いたことはあるが、活動内容はよくわからない」が52%と前回調査より5ポイント改善したものの依然として低い。 ・福祉サービス情報の入手困難さが福祉利用の妨げや、相談行動の遅れにつながっていないか、住民や地域の相談窓口から、支援が届いていない人の情報を把握する体制が十分に機能しているか、憂慮する。 ・また、活動主体においてDX推進の必要性を感じる割合は62%と高いが、取り組めていないが40%に及ぶ。 ③地域の防災・防犯力の強化 ・地域住民が取り組むべき課題として「防犯や防災など地域の安全を守ること」が43%と最も高く、次いで「高齢者世帯の生活支援」39%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」36%となっている。 ・避難所の認知は高いものの、防災訓練への参加や自主防災組織への加入は低く、地域防災力の強化が課題である。 一方、地域への愛着に対する肯定的な回答や福祉への関心度は7割にもものぼり、いなべ市の強みである。この強みを活かし、支えあいの行動化、日常的な交流の場の拡充、情報提供と共有の強化に取組み、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域共生社会を創っていく必要がある。 なお、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業が創設されたが、施策の財政的裏づけとなっていた重層的支援体制整備交付金が削減方向にある。第5次計画の実行を担保するうえでも財政面での持続可能性が重要である。 【質問のねらい】 第5次計画の策定前に、アンケート調査結果の課題と対策の方向性を確認するとともに、市民の声を当該計画に反映させる。

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
2	奥岡 敦史 チーム共創いなべ (225 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 10:10 頃	1 いなべ市地域防災計画（震災対策）について (1) 熊本地震のような直下型地震がいなべ市で起きた場合、複数回の大きな揺れによる建物倒壊の連鎖など、近年の地震特性を踏まえると被害想定はさらに精緻化する必要があると考えるが、いかがか。 (2) 斜面崩壊やため池崩壊、孤立集落になる危険性が高い地域への対策と可視化、啓発は十分か。 (3) 熊本地震では名簿はあるが動けない事例が多発した。高齢化が進む中、避難行動要支援者の取り組みは実際に機能するか、検証状況はどうか。 (4) 市民の自助意識向上のための取組について、計画では「市民は自らの身の安全を守る自助の取組を実践」とあるが、実際にどれだけ家庭で備蓄や家具固定が進んでいるか、市は把握しているのか。 (5) 自主防災組織の活動状況が地域によって異なるが、認識と対策は。 (6) 個別避難計画の作成状況は。 (7) 小中学校やこども園での防災教育、防災訓練は計画通り実施されているか。 (8) いなべ市は昼夜人口比率が県下で最も高く、観光交流事業にも積極的に取り組んでいるが、帰宅困難者や観光客への避難対応、備蓄対策は十分か。 (9) 外国人住民への防災情報伝達と避難所での生活ルール周知、文化的配慮の体制は十分か。 (10) 液状化危険度が高い員弁川周辺などの対策は十分か。 【質問の背景・論点】 ・2026 年 7 月の熊本地震では、直下型地震によって、建物倒壊、道路寸断、通信障害、長期避難など甚大な被害に直面し、要配慮者支援の遅れや情報伝達の混乱が課題になった。 ・いなべ市においても南海トラフ地震の想定では震度 6 弱～5 強の強い揺れにみまわれる。また夜間発災時は被害が最大化する恐れがある。 ・熊本地震の教訓から、直下型地震への備え、要配慮者支援、情報伝達などについて再度確認する必要がある。 ・また、地域防災計画の実効性について、実際に「動くか」、「地域で機能するか」を検証することが重要である。 ・さらには、自主防災組織の担い手不足、地域防災力の強化が急務である。 ・地域防災計画の実効性を高めるため、自助・共助・公助の連携強化が更に求められる。 【質問のねらい】 熊本地震の教訓を地域防災計画に反映させるとともに、計画の実行性を高めるための取組みを促進する。

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
3	伊藤 一成 チーム共創いなべ (225 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 10:50 頃	1 ふるさと納税を活用した地域振興について (1) 令和6度の納税額が約 5,000 万円、また令和5年度の市民 1 人あたり寄付額が 1,573 円と、類似団体平均 18,726 円のわずか 8.4%にとどまっている現状について市の受け止めと分析は。 (2) 直近5年の「いなべ市民が他自治体に寄附したことによる住民税控除(流出額)」と「市が受け入れた寄付額」の推移と見解は。 (3) 現在、57 社の事業者、204 アイテムが登録されていると聞いているが、特産品、地域資源のPR、地域事業者の活性化などの観点から、現状をどのように評価しているか。 (4) 第3次いなべ市総合計画の実施項目「寄附金の有効活用」において、目指す具体的効果として「観光等の形で人々の関与拡大効果」、「交流人口の創出、ひいては定住人口の創出」につながるとあるが、こういった戦略を立てているのか。 (5) いなべ市の持つ豊かな自然、新しくできたキャンプ場「あわい」などの観光資源を活用した、いなべ市ならではの体験型返礼品に対して潜在的な可能性(伸びしろ)を有していると思うが、市の見解は。 (6) ふるさと納税制度を、いなべ市の特産品や地域資源を全国にPRできる広告媒体として活用できることについての認識と意識して取り組んでいることは。 (7) 季節商品等について、返礼品の「停止・再開」を行う際、事業者が複数のポータルサイトへ個別に連絡する必要があるなどの事務負担について、市は把握しているか。 (8) 返礼品の商品写真や商品ページの見せ方は、寄附者が商品を選ぶ上で重要である。他市町に比べて魅力があるような写真ではないと思うが市の見解は。 (9) ふるさと納税をいなべ市の地域産業、観光、情報発信を横断する地域振興策として位置付け、戦略的に取り組んでいく考えは。市長の見解を伺う。 【質問の背景・論点】 ・ふるさと納税は、市外から寄附を受けることによる財源確保だけでなく、返礼品を通じた地域産品のPR、地域事業者の販路拡大や活性化、さらにはいなべ市への観光誘客につなげることのできる重要な制度である。 いなべ市は「楽器寄附」などの素晴らしいアイデアで知名度がある一方、実際の寄付受入総額は約 5,000 万円(2024 年度)にとどまっている。2023 年度の市民 1 人あたりの寄付額で見ると、いなべ市は 1,573 円。これに対し、財政規模や人口構成が似ている「財政状況類似団体」の平均は 18,726 円であり、いなべ市はその 8.4%に過ぎない。これは、本市がふるさと納税という財源確保の仕組みを十分に活かしておらず、大きな「機会損失」を生んでいる可能性を示唆している。 ・商工会においても事業者への制度案内や登録申請書の作成支援を行うなど、地域事業者の参加を促す取り組みが行われている中で、事業者からは、ふるさと納税のための梱包・発送等の業務負担が大きいとの声がある。また、季節商品を扱う事業者においては、返礼品の「停止・再開」の際に、さとふるやふるさとチョイス等の各ポータルサイトへ事業者自身が個別に連絡する必要があるなど、事務的な負担も生じている。 ・さらに、返礼品の魅力を全国に伝えるためには、商品の写真や紹介方法など、情報発信の強化も必要である。 ・そこで、ふるさと納税制度を活用した本市の財政強化はもちろんのこと、さらにはふるさと納税を単なる寄附金の確保にとどめるのではなく、いなべ市の特産品、地域資源のPR、地域事業者の活性化、さらには観光誘客へとつなげる地域振興策として戦略的に活用すべきではないかとの観点から、市の考えを問う。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
		【質問のねらい】 ふるさと納税額の計画目標と類似団体水準の早期達成に向け、現下の課題を質し解決に向けた政策提案※を行う。 ※寄附したくなるような魅力ある HP デザイン、中間支援システムの導入(企業人、協力隊など)、キャンプ場(体験、食事)など地域に人を呼べる返礼品企画
4	小林 雅史 チーム共創いなべ (225 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 11:40 頃	1 10 年後の産業の変革を見据えた「フィジカル AI・国家戦略都市いなべ」の確立について (1) 現在の観光交流関連事業での税収額と雇用人数は。 (2) 10 年後の観光交流関連事業での税収額と雇用創出目標は。 (3) 市総合計画の財政フレームでは 10 年後(2035 年)の市税は約 100 億円と設定しているが、新たな企業誘致や産業の創出により税収を拡大させる戦略は。 (4) 財政フレーム 2035 年の市税のうち自動車関連の税収試算額は。 (5) 北勢地域の自治体、企業を束ね、『北勢地域フィジカル AI 特区』のような広域連携をいなべ市がリードし、推進していく考えは。 (6) 実証ワンストップ相談窓口の設置が必要と考えるが、見解は。 【質問の背景・論点】 背景 ・いなべ市の市税収入(約 100 億円規模)の約半分を法人市民税および企業の固定資産税が占めており、基幹産業である工業・製造業が市民サービスや雇用の土台となっている。 ・いなべ市は自動車産業に続く税収や雇用の柱として、10 年来、観光・交流施策に取り組んでいるが、更なるいなべ市の発展に向け、10 年先を見据え未来志向の新たな税収と雇用の柱を創出することが求められている。 近年、画面上の生成 AI から現実世界で動く「フィジカル AI(自動運転・ロボティクス)」へシフトする中、国も 2040 年に向け半導体に約 68 兆円、フィジカル AI に約 10.5 兆円の官民投資を掲げている。 ・いなべ市、北勢地域に半導体、センサー、配線、素材、工作機械、完成車まで全サプライチェーンが揃っている。また、東海環状自動車道の開通で流通利便性も高まっている。 論点 ・いなべ市(北勢地域)が近未来技術を対象とした、国家戦略特区指定を目指すことを提案する。 ・企業の課題は実証データ獲得と手続きの煩雑さであり、新たな先進企業の誘致を目指し、市が実証フィールドを開放し、手続きを一括支援する「実証ワンストップ相談窓口」の設置を提案する。 【質問のねらい】 ・自動車関連産業の他に、新たな税収と雇用の柱を創出する。 ・実証ワンストップ相談窓口により、いなべ市が実証しやすいまちとして、関連企業の集積や次世代技術への設備投資を呼び込む武器になる。 ①最先端の AI 人材育成 ②雇用創出

次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
5	出口 日佐男 新風いなべ (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 13:00 頃	1 T0J いなバステージを終えての検証結果を問う (1) 先の 6 月定例会の奥岡敦史議員の一般質問で、今年（令和 8 年 5 月 2 6 日開催）の観客動員数は、T0J 大会本部発表 16, 000 人と答弁されたが、令和 5 年、令和 6 年の観客動員数は。 (2) 過去 3 年間（令和 5 年、令和 6 年、令和 7 年）の各年開催事業費から JKA 補助金を除いた決算額、及び令和 8 年度の予算額 3, 500 万円に対しての決算見込み額は。 (3) 市の負担額と費用対効果の検証は行っているか。行っているなら検証結果は。 (4) 三重交通阿下喜バス乗り場からの無料シャトルバスは、当初何台計画され、それぞれの発車時刻（9:40、11:00、12:20）に何台、何人乗車されたのか (5) エコ福祉バス、中里ダム駐車場からも無料マイクロバスが準備されていたが、それぞれ何人乗車されたのか。 (6) ボランティア、地域団体、協力企業からの交通整理員は何人お世話になったのか。 (7) 観客動員が年々減少傾向にある中で、交通規制に対する苦情や要望は何件あったか。 (8) メイン会場（フィニッシュ地点）における出店企業の意見は聞いたか。 (9) 会場配置において問題点はなかったか。 (10) フィニッシュ地点の梅林公園内に 2026 年 9 月 4 日（金）、「宿泊」「体験」「食」の機能を備えたキャンプ場がリニューアルオープンした。所管する農林商工部との連携は取れるのか。 (11) 市長にお尋ねする。この大会を『市民の誇り』と言われているが、交通規制で不便を感じた市民の声と、経済効果の両方をどのようにバランスさせるお考えか。 【質問の背景・論点】 ツアーオブジャパンいなバステージがいなべ市で初開催されたのが 2015 年（平成 27 年）。その後、新型コロナウイルスの影響で 3 年間中止を余儀なくされたもの、今年 5 月 2 6 日（火）に無事 9 回目を終えることができた。このステージを第 3 次いなべ市総合計画では、官民一体で継続して実施することで「自転車のまちいなべ」としてブランド力の向上を図るとともに、いなべ市を全国に発信する重要なスポーツイベントであると定義されている。しかしその一方で、コロナ化以降、年々観客動員数が減っており、また東海環状自動車道いなべ IC が開通したことで交通規制が一層厳しくなり、住民生活への影響、更には事業費に見合う効果・検証を行う必要がある。 大会がマンネリしつつ、ここ最近では観客動員数も減ってきているのに合わせ、物価高騰などで事業費が増大しており、近隣住民から不満の声が出始めている。 大会を継続していくには、事業効果に合わせ、市民の更なる理解を深めることが求められる。 また、フィニッシュ地点の梅林公園内に 2026 年 9 月 4 日（金）、「宿泊」「体験」「食」の機能を備えた公園（キャンプ場）がリニューアルオープンした。いなバステージを主管する教育委員会とキャンプ場を所管する農林商工部（GCI）との連携がとれるのか。 【質問のねらい】 一度立ち止まって市民や関係企業の意見を聴き、スクラップ・アンド・ビルド（抜本的見直し）を断行してはどうかを問う。 次ページへ続く

順番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質問項目
5	出口 日佐男 新風いなべ (135分) ※質問制限時間 は1人60分 9/8 13:00頃	2 阿下喜駅周辺の改善を望む市民の声に耳を傾けて (1) 市は阿下喜駅周辺一帯をどのように捉えているか。 (2) 総合計画に明記されている「市の顔」の定義は何か。 (3) 市の顔を位置付けるなら、来訪者数、居住人口、空き家店舗率など何を成果指標として評価するのかを伺う。 (4) 三重交通定期バス待合所に時計とエアコンの設置の要望があるが、市は把握しているか。 (5) 阿下喜ビジターセンターは、観光案内とビジネス支援の両機能を併せ持つ新たな地域拠点として、まちの活性化とにぎわい創出を目指しているなら、一目瞭然、観光案内所としてわかる看板(表示)の設置を。 例えば、先ごろ(2026年7月19日)桑名西口駅西に桑名ベースが完成したが、一目瞭然に観光案内所であることがわかる。いなべ市でも郷土資料館は即座にわかる表示看板である。前向きに進められないか。 (6) 2024年(令和6年)7月3日に新紙幣が発行されてから2年2か月が経過する。いまだに三岐鉄道北勢線では新紙幣が使用できないが、市は把握しているか。早急な対応を。 (7) 阿下喜駅前の福祉バス停留所の横に設置されている北勢線対策協議会と三岐鉄道(株)が共同で製作した「阿下喜駅周辺の施設・名所」看板の劣化が著しい。早急に対応を。 【質問の背景・論点】 いなべ市は総合計画や都市マスタープランにおいて、阿下喜駅周辺を「本市の顔」または市の玄関口、「中心拠点」として位置付けている。 また、商業・サービス・住宅・公共施設を集約するとあり、三岐鉄道や道路ネットワークを生かして、人と人との交流を促進し、にぎわいを創出して歴史ある街並みや交通資源と連携して交流人口を図ろうとしている。 しかしながら、駅前の賑わい創出には十分な成果があげられていない傾向にある。 【質問のねらい】 第3次総合計画や都市マスタープランで位置付けられている阿下喜駅前周辺の開発をどのようにすすめようとしているかを問う。 また、(4)～(7)の市民から寄せられた声を反映するよう要請する。
6	伊藤 三保 新風いなべ (135分) ※質問制限時間 は1人60分 9/8 13:55頃	1 こどもの意見の聴取を (1) こども計画では、基本目標6において「(1) こどもの人権の尊重」をかけたが、①こどもの権利の啓発、②こどもに人権の尊重、③こどもの意見の聴取と施策への反映に取り組むとある。 ①三重県では、こどもアドボカシー教材を令和8年2月に完成し校長の集まる会議やホームページで周知を図っている。児童・生徒や教職員向けに分かりやすくつくられているが、本市では、この教材を利用した研修を行っているか。 ②いなべ市こども計画を策定するにあたり、市はアンケートを実施した。その中で困ったときに「誰にも相談しづらい」と答えた生徒が中学生で7.1%、高校生で6.5%。また、「家族のお世話をしている人がいますか」との問いに「いる」と答えた生徒のなかで、「誰にも相談していない」と答えた生徒が、中学生で15件、高校生で4件と一定数存在することがわかった。 2024年改正児童福祉法では、児童相談所や施設にいる子どもたちの意見表明を支える「こどもアドボカシー」の実施が努力義務化された。三重県では、桑名市にある「一般社団法人こどもアドボカシーセンターMIE」に委託され、三重県内11カ所の施設を1年に4カ所巡回している。現在は、児童相談所や施設のこどもの支援をしているが、県に確認したところ、要請をすればアドボケイトを学校に派遣してくれるそうだ。保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど身近な大人ではない人に相談したい 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
6	伊藤 三保 新風いなべ (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 13:55 頃	と思うことも、アドボケイトの活用を提案する考えは。 (2) 先のアンケートによると、いなべ市のこども政策について、大人に心がけてほしいことは、中学生、高校生ともに「こどもの健康を守ること」「こどものことを理解すること」「こどもの意見を聞くこと」と答えている。 こどもの意見を伝える方法について、中学生、高校生ともに「学校を通して誰でも意見が言える」「こどもの意見を伝える、SNS の専用アカウント」「あまり興味がない」と答えた。 ①アンケートで「学校を通して誰でも意見が言える」仕組みを求める意見があり、市としてもこどもの意見を聴取する機会を確保するとともに子どもの意見を施策に反映させる仕組づくりを検討する、とあるが、具体的にはどのように内容を考えているのか。 ②「こどもの意見を伝える SNS の専用アカウント」が必要との声がある。日常的に気軽に意見を伝える方法として、市は SNS など専用の窓口を設置する考えはないか。 ③中学生、高校生ともに「あまり興味がない」が 3 位という結果であった。こどもが意見を伝えることを諦めているように感じられるが、見解は。 【質問の背景・論点】 第 3 期いなべ市子ども・子育て支援事業計画が、計画期間令和 7 年から令和 11 年度で策定された。さらに、いなべ市こども計画が計画期間令和 8 年度から令和 11 年度で策定されている。『「こどもまんなか」笑顔はじける学びと育みのまち いなべ』と掲げて取組んでいるが、具体的にどのように進めていくのか。 【質問のねらい】 アンケートを取り、市民・こどもの声を聞きながら策定された計画であるが、どのように進めていくと、市民のニーズに応えられ、市民の福祉サービスの向上につながるのか、取組を明確にする。 2 こどもの食と命を守るために (1) 市は夏休み期間中のこどもの食生活に実態を把握しているか。 (2) 長期休業中の昼食支援を行う考えは。 (3) 放課後児童クラブを利用する子どもはお弁当を持参するが、共働きやひとり親家庭の支援のため、希望者に数百円の自己負担で、お弁当を提供する取組をしている自治体がある。本市でも取組む考えは。 【質問の背景・論点】 猛暑の夏を迎える子どもたちが、涼しい環境と食を守れる支援が必要と考えるが、市はどのように把握しているか。 また、今月から 2 学期が始まった。こども家庭庁は、学校給食がなくなり猛暑が懸念される夏休み期間中、生活の苦しい家庭や孤立しがちなこどもを守るため、全国の自治体に「夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援に係る各施策の活用について」の事務連絡を出した。冷房の効いた居場所の確保や食支援、アウトリーチによる見守りを一体的に実施するように求めている。 【質問のねらい】 猛暑の中、毎年何名もの方が熱中症で命を落とす。過酷な夏休みを放課後児童クラブや涼しい環境で過ごせるこどもはいいが、そうでない子どもたちを守る施策が必要である。

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
7	片山 秀樹 新風いなべ (135 分) ※質問制限時間 は1人60分 9/8 14:50 頃	1 太陽光発電事業の効果と課題 (1) 市内における野立て太陽光発電施設の設置状況、近隣住民・隣接地権者から寄せられている相談や苦情について、市が把握していることは。 (2) 太陽光発電事業者が隣接地権者に対し樹木の伐採を求める場合、伐採の必要性や費用負担、倒木などによる施設への損害について、事業者と地権者との間でどのような整理が必要と考えているか。また市はどのように関与するか。 (3) 市は、野立ての太陽光発電施設の設置はせず、公共施設の屋根や屋上の活用の方針を示したが、その理由は何か。その考え方を民間の太陽光発電事業に反映させる必要があると考えないか。 (4) 森林を伐採して設置する太陽光発電施設について、森林の持つ保水機能や土砂災害防止、景観等への影響をどのように考えているか。 (5) 太陽光パネルの事業終了後の適正な廃棄について、県が所管する部分も含め、県とどのような情報共有や協議を行っているのか。 (6) 近隣地権者への事前説明、森林環境の保全・災害防止、施設の維持管理、事業終了後の撤去・廃棄等について、市独自の条例または指導基準を設ける必要があると考えるが、市長の見解を問う。 (7) 市は以前、カーボンニュートラルへの取り組みを国の目標より早く達成する意気込みを計画していたが、現時点での状況はどうか。 (8) 市内でのカーボンニュートラルへの取り組みにより電気価格を安くすると答弁があったが現時点でもその考えは変わっていないのか。 【質問の背景・論点】 山林を伐採して野立ての太陽光発電施設を設置する事業が活発に行われている。 再生可能エネルギーの導入は重要である一方、事業者と近隣住民・隣接地権者との間で、説明不足や樹木の伐採、景観、災害などをめぐる課題が生じることが懸念される。 実際に市内では、太陽光発電事業者が隣接する山林を取得・伐採して事業を開始後、隣接する高齢の地権者に対し、所有する山林の樹木を伐採するよう求めた事例がある。事業者の施設に隣接する樹木について、台風などによる倒木で施設に損害が発生した場合の責任や、伐採費用を誰が負担するのかなど、地権者にとって不安の大きい問題である。 また、太陽光発電施設は設置時だけでなく、長期間にわたる維持管理や事業終了後のパネルなどの廃棄も課題となる。 カーボンニュートラルに取り組むことでの効果の確認をすることで投資の方向性を確認する必要がある。 再生可能エネルギーの導入を否定するものではなく、太陽光発電事業者と近隣住民・地権者とのトラブルを未然に防ぎ、森林環境、景観、防災及び市民生活を守るためのルールづくりが必要ではないか。 特に、市が野立てでの設置をせずに、公共施設の屋根や屋上を活用してカーボンニュートラルに取り組むことを示していることとの整合性を確認し、民間の野立て太陽光発電事業についても適正な設置・維持管理を求める考えがあるのか、市長の見解を問う。 【質問のねらい】 太陽光発電事業者と近隣住民・地権者とのトラブルを未然に防ぎ、森林環境、景観、防災及び市民生活を守るためのルールづくり

次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
8	小川 英俊 創風会 (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 15:45 頃	1 小学生の登下校時及び校内に於ける熱中症対策について (1) 夏場の気温上昇により登下校時の熱中症リスクが高まる中、児童が安全に通学するために、空調服をはじめネッククーラー、冷却ベスト、保冷剤などの冷却備品を自治体から貸し出す取組が増えているが、本市としてどのように認識し、導入の可能性を考えているか。 (2) 通学時の熱中症リスクを軽減するため、通学路に有る「子どもを守る家」や「こども安全安心の店」において、水分補給ができるよう協力をお願いすることはできないか。 (3) 現在検討が進むオンデマンド交通・スクールバスの導入、さらに福祉バスの活用など、各種交通手段との連携は児童の負担軽減に大きく寄与するものです。これらの取り組みを通じて、児童が安全に登下校できる環境を整えることは重要であると考えますが、本市としてこれらの環境整備についてどのような方針を持っているか。 (4) 児童が登下校中に熱中症等で気分が悪くなった場合の対応方法をどのように定めているか、又緊急対応について子どもたちへの指導や訓練等実施されているか。 【質問の背景・論点】 【登下校時に於いて】 近年、気候変動の影響により夏の気温が全国的に上昇し、熱中症の危険性が高まっています。いなべ市では、市街地と山間部が混在しているため、通学距離が長くなる児童や、日陰の少ない道を歩いて登下校する児童も少なくありません。気温が 30℃ 近くになると、アスファルトの路面温度は 60℃ 近くまで上がると言われています。身長の高い小学生は地面に近い分、熱くなった路面からの輻射熱を強く受けてしまいます。さらに、子どもは体温を調整する機能がまだ十分に発達していないため、大人よりも体温が上がりやすく、熱中症の危険が高くなります。 【学校に於いて】 文部科学省が示す「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」では、教職員による見守りや声かけといったソフト面の対策に加えて、冷房設備の整備や水分補給がしやすい環境づくりなど、ハード面の対策の重要性が示されています。こうした状況を踏まえると、児童が安心して学校生活を送れるようにするためには、学校内での熱中症対策をさらに進めていくことが大切だと考えます。子どもたちがいつでも涼しく過ごせる場所があり、こまめに水分補給できる環境が整っていることは、日々の安全につながります。 【質問のねらい】 ① 通学時の熱中症リスクを軽減するためのハード整備の必要性を確認する。 ② 学校内の水分補給環境や冷却環境の改善について、行政の現状認識と今後の整備方針を明らかにする。 2 員弁運動公園内の野球場及びサッカー場他の環境整備について (1) 員弁総合運動公園内の野球場・サッカー場における、夏季の雑草生い茂りの状況と競技環境への影響について、現状をどのように認識しているか。 (2) 夏季の雑草の生い茂りは成長速度が非常に早く、初期除草のタイミングを逃すと、競技環境の安全性や美観に大きな影響が生じる。新年度が始まり、委託業者確定後に実際に除草作業が始まるのは毎年 5 月頃からの開始となっている。しかし、この時期は施設利用のピークと重なり、利用者に支障が生じている状況も見られる。こうした課題を踏まえ、夏季の繁茂スピードに対応した効率的な除草作業の進め方について、どのように取り組んでいくか。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
8	小川 英俊 創風会 (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/8 15:45 頃	(3) 雑草の生い茂りを抑制し、利用者の安全性と美観を確保するための維持管理体制の強化について、どのように今後進めていくか。 (4) 夏季の維持管理負担の軽減や競技環境の安定化を図る観点から、今後、野球場およびサッカー場の人工芝化を検討する考えはあるか。 (5) グラウンド照明については、省エネルギー化、維持管理費の削減といった観点から LED 化の必要性が高まっていると考えますが、こうした状況を踏まえ、グラウンド照明の LED 化を検討する考えについて本市としてどのように認識しているか。 (6) 員弁運動公園体育館の空調設備整備完了までのスケジュールは。 【質問の背景・論点】 本市では、野球場 5 か所とサッカー場 1 か所を管理していますが、なかでも員弁総合運動公園内の野球場・サッカー場は、市内外から多くの方に利用される大切な拠点となっています。しかし、夏の時期には雑草が一気に伸びやすく、競技中の転倒につながるおそれや、ボールの動きへの影響、景観の低下など、安全面と見た目の両方で課題が生じています。さらに、①夏場の高温多湿により雑草の成長が早いこと②芝生の密度が落ちると雑草が入り込みやすくなること③除草作業の負担が増え、現在の体制では成長スピードに追いつかない場合がある事といった課題も見られます。こうした状況を踏まえると、施設の維持管理体制をよりしっかりと整えることや、効率的に除草作業を進められる仕組みづくりが、今後ますます重要になると考えています。 【質問のねらい】 夏季に見られる雑草の生い茂りという課題を整理し、利用者が安全で快適に競技できる環境を安定して確保すること。 あわせて、雑草除去の一連の流れを分かりやすく整理し、無理なく続けられる効率的で持続可能な施設の維持管理体制を整えていくことを目指す。
9	伊藤 智子 創風会 (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 9:00 頃	1 いなべ市の地方創生の歩みとこれから (1) これまでの地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想交付金など国の地方創生関係交付金の歳入総額は。 (2) 交付金のうち市民や団体、事業者が自主的に企画し活用したものは。 (3) 交付金のうち（一社）G C I がソフト事業で企画し活用したものは。 (4) 交付金の計画終了後も継続している事業は。 (5) これまでの地方創生事業を通じて、参加した市民、団体、若い世代、子ども、高齢者、外国人が、一過性でなく継続的に地域の活性化に関係していく体制や受け皿はどのようなものか。 (6) 関係、交流を持った市外からの来訪者や地方創生事業に関わった市民がまちづくりの担い手となり、地域を自分たちで支える力が育っていると市は評価しているか。 (7) グリーン・ツーリズム（H28～R2） ①事業の成果、課題と評価。 ②その後の経過と、該当地区の現状（取組の観点から）は。 ③当時の取組で今にいかされているものは。 ④過疎地域持続的発展支援交付金（R6～R8）による変化は見えてきているか。 (8) 地方創生は、行政にしかできないこと（制度をつくる、財源を確保する、情報を出す、人と人をつなぐ、専門家につなぐ、市民の活動を支える）と、市民にしかできないこと（地域のことを 1 番知っている、ご近所の困り事に気付ける、子どもを見守る、高齢者を支える、地域の文化を守る、自分の得意なことを地域に生かす）の、両方で行政が市民に寄り添い、市民も地域や行政に寄り添い、お互いの力を出しあって推進できると考える。 そのためには、地域のために一歩動いてみようと思える人を増やしていくことが大切になると考えるが市の考えは。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
9	伊藤 智子 創風会 (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 9:00 頃	(9) 地域づくりを専門に支える人＝いなべ市地域伴走コーディネーター(地域のことをよく知っている、人の話を聞くのが好き、人と人をつなぐのが得意、地域活動が好き、どんな世代の人とも話せるひと)を配置して、市民が子どもたちのために何かしてみたい、地域の人と話してみたい、高齢の方や困っているひとのお手伝いをしてみたいなどの、市民のやってみたいを手助けをし、小さな一歩を踏み出すきっかけづくりと横にいて一緒に歩いてくれて地域の思いを聞いて実現するために働く人が必要と考えるが、地域の中にこうした役割を担う人材を配置・育成し市民と行政をつなぐ仕組みをつくる考えはないか。 【質問の背景・論点】 2014 年(平成 26 年)に国の地方創生が始まり、いなべ市ではその交付金を使い五つの地域でグリーンツーリズム(平成 4 年農林水産省によりグリーン・ツーリズムという言葉が提唱され日本における実質的なスタートをきった)事業を開始した。 平成 27 年第 2 回定例会の一般質問の答弁では、「グリーン・ツーリズムとは、農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。目指すのは、地域の抱える課題の解消と、地域の魅力ある資源の掘り起こしで、グリーンツーリズムにより、交流人口の確保や定住の促進につなげ、地域の活性化を図ろうとする。グリーンツーリズムのモデル地区推進計画の概要は、全国的に少子高齢化が進行し、人口が減少する中、いなべ市でも出産、子育ての中心である年代などの流出から、担い手不足による地域の衰退や空き家、未利用施設の増加、高齢化、獣害被害による耕作放棄地の増加など課題になっており、このような課題を解決するためにも住み続けたい、住みたいと思えるまちづくりを行い、人口流出に歯止めをかけることが必要である。今回、高齢化などが著しい中山間地域において、市民を主体とした体験型や着地型観光としてグリーンツーリズムに着目した取り組みを実施することで、地域の活性化や振興を図ることを目的として、五つのモデル地区で検討を進めている」と言うことであった。 このような地方創生への取り組みがあった。 このような情勢の中、変化の激しい人口減少社会において、益々、いなべ市独自の活動と、まとまりが必要になる。 いなべ市の地方創生の歩みを明らかにし、振り返り、見直し、行政が市民に寄り添い、市民が地域や行政に寄り添い、まちづくりを行なっていくことが、これからのいなべ市を発展させ、明るく元気な持続可能なまちにすることができると考える。 【質問のねらい】 いなべ市の地方創生の歩みを明らかにし今後に活かす。 第 3 次いなべ市総合計画のまちづくりの基本理念は「いきいき笑顔応援のまち～人もまちも」いきいき」としたまちづくりを推進する、である。 様々な担い手不足がある中、いきいきとまちづくりに携わる人が、ますます増えていくことがねらいである。

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
10	清水 隆弘 創風会 (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 9:55 頃	1 担い手 3 法改正を踏まえた市発注工事の適正な執行について (1) 改正担い手 3 法に対する市の認識について ①今回の担い手 3 法改正について、市はどのような認識を持っているか。 ②市の公共工事発注において、この改正内容をどのように反映していくか。 (2) 地域建設業者は「地域の守り手」であるという認識について ①いなべ市は、市内建設業者を地域防災の担い手としてどのように位置づけているのか。 ②市内建設業者の減少、高齢化、若手不足について、市は現状を把握しているか。 (3) 賃金・待遇改善につながる公共工事発注について ①市発注工事において、適正な労務費が確保される積算になっているか。 ②資材価格や人件費が上昇する中、契約後の価格変更（スライド条項等）は十分活用されているか。 ③下請け企業や技能者まで適正な賃金が行き渡るよう、市として確認する仕組みはあるか。 (4) 入札不調・不落への対応について ①過去 5 年間の市発注工事における入札不調・不落の件数は。 ②不調・不落となった主な原因を市はどのように分析しているか。 ③今後、地域建設業者が受注しやすい発注方法について検討しているか。 (5) 若手技術者・技能者の確保について 市内建設業者の若手人材確保に向け、市としてできる支援はないか。 Ex)：建設業の魅力発信、高校生・中学生への職業教育、インターンシップ支援、ICT 施工への支援 (6) 市独自の取り組み ①一般社団法人三重県建設業協会との協議は。 ②市と市内建設業者による「地域建設業担い手確保連絡会」のような意見交換の場を設けてはどうか。 ③建設業への就職希望者を増やすため、市として地域企業と連携した人材確保策を検討してはどうか。 【質問の背景・論点】 建設業は、道路、橋梁、上下水道など市民生活を支える地域の社会資本整備や災害時の応急対応を担う重要な産業である一方、担い手不足や高齢化、資材価格・労務費の上昇、長時間労働など、持続可能性を脅かす課題が深刻化している。こうした状況を踏まえ、公共工事の品質確保と担い手の確保・育成を目的として、品確法、建設業法、入契法のいわゆる「担い手 3 法」が改正された。今回の改正では、建設業の担い手確保・処遇改善、働き方改革、生産性向上、持続可能な建設業を大きな柱としている。 本市においても、令和 8 年 6 月から労務費ダンピング調査を導入するなど対応が進められているが、法改正の趣旨を踏まえ、適正な労務費・工期の確保、地域事業者の受注機会の確保、若者の入職促進などを、今後の市の発注・契約制度にどのように反映していくのか大きな課題である。 【質問のねらい】 担い手 3 法の改正を単なる入札・契約制度の見直しにとどめず、いなべ市の地域建設業を将来にわたって維持・発展させるための契機と捉え、市の具体的な対応を問う。特に、適正な労務費を確保するための取組が実際に受注者の賃金・処遇改善につながっているのか、著しく短い工期の設定を防ぎ、週休 2 日など働きやすい環境を確保できているのかを確認するとともに、地域事業者の受注機会や若手技術者の育成・確保についても検証する。

次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
10	清水 隆弘 創風会 (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 9:55 頃	さらに、発注者である市が率先して制度を改善し、建設業者が適正な価格と環境のもとで事業を継続できる仕組みを構築することで、地域のインフラを支える担い手の確保につなげることをねらいとする。 2 ALT（外国語指導助手）のさらなる活用について (1) 現在の ALT 配置人数と学校ごとの配置状況は。 (2) ALT 配置の教育効果をどのような指標で検証しているのか。 (3) 授業以外の時間に ALT と英語で交流する機会を増やす考えは。 (4) 今後、オンライン交流や海外姉妹都市との交流など、新たな英語教育の充実策を検討する考えは。 【質問の背景・論点】 いなべ市では、児童生徒の英語教育や国際理解教育の充実を図るため、ALT（外国語指導助手）を活用している。一方、英語教育を取り巻く環境は変化しており、単に授業において英語を教える補助者として ALT を配置するだけでなく、児童生徒が実際に英語を使ってコミュニケーションを図る機会を増やすことが求められている。また、ALT の持つ外国の文化や生活習慣、価値観などの知識を、英語以外の教科や地域との交流、国際理解教育にも生かす余地がある。現在の ALT の配置・活用状況を検証し、その能力や経験を十分に引き出しているのか。ALT 効果的な、あるいはさらなる活用方法を探りつつ、その教育効果を検証する。 【質問のねらい】 ALT を「英語授業の補助役」ととどめず、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力や国際感覚を育むための重要な教育資源として、さらに有効活用することを目指す。例えば、授業時間以外での英会話活動、オンライン交流、外国文化を学ぶ機会、地域や学校行事への参加など、ALT と児童生徒が日常的に英語や異文化に触れられる環境づくりを検討したい。また、学校間で ALT の活用方法に差が生じないよう好事例を共有するとともに、ALT の専門性や個性を生かした取組を進めることで、いなべ市ならではの特色ある英語・国際理解教育につなげることをねらいとする。 3 中学 3 年生へのピロリ菌検査の実施及び除菌費用の公費負担を (1) 令和 3 年度決算審議における事業評価決議を受け、市及び教育委員会はどのような検討を行ったか。 (2) 私の代表質問に対し、教育部長は「教育委員会として実施予定はない」と答弁されたが、その判断に至った根拠は何か。 (3) 議会決議と教育委員会の判断に乖離が生じているが、議会意思をどのように受け止めているか。 (4) 近隣自治体の実施状況及び効果について調査したか。 (5) 実施予定がないのであれば、今後どのような条件が整えば導入を検討するのか。 【質問の背景・論点】 ピロリ菌は幼少期に感染することが多く、持続感染によって慢性胃炎や胃・十二指腸潰瘍、将来的な胃がんのリスクを高めることが知られている。若年期に感染の有無を把握し、陽性者に適切な除菌を行うことは、将来の胃がん予防につながる重要な取り組みである。令和の現在においても約 5 % の中学生がピロリ菌に感染している。さらにその 5 % の感染者の親はほぼ 100 % 感染している。子供の 50 年後の胃袋をがんから守ると同時に、胃がん発症年齢が近づいているその親の胃袋も守ることにつながり、まさに一石二鳥の施策であると確信している。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
10	清水 隆弘 創風会 (135 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 9:55 頃	いなべ市議会では令和4年度から、中学3年生を対象とした検査及び除菌費用の公費負担について提言してきた。しかし、現在に至るまで事業化・予算化されていない。一方、近隣市町では検査事業及び除菌費用の公費負担を実施している。こうした先行事例も踏まえ、本市が実施に至っていない理由と、導入に向けた課題を問う。 【質問のねらい】 本市が、中学3年生という全ての子どもに公平にアプローチできる時期を活用し、ピロリ菌感染の早期発見と適切な除菌を公費で支援する仕組みの構築を求める。 議会人としては「議会決議後に執行部は何を検討し、どのような結論に至ったのか」を明確にしたい。
11	小川 幹則 新政・絆 (120 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 10:50 頃	1 高齢化、人口減少に伴う地域・自治会の維持 ～共助の再構築～ (1) 地域、自治会の担い手不足の課題への対策として、これまで市の説明では、「福祉委員会での解決」と「自主的な行動力」に委ねるとされてきた。福祉委員会が担うべき地域課題の範疇をどのように考えているか。 (2) 令和8年度から厚生労働省が推進する「重層的支援体制整備事業」において、自治体向けの地域共生交付金が大幅に削減される方針が示された。現在、市が進める高齢者、障がい者などの自助・共助・公助への影響はあるか。 (3) 新たなDXの導入によって地域、自治会内での負担軽減を図ることが可能になってきている。地域や自治会の中で共通する負担として、地域・自治会内での情報共有や連絡、回覧の配布などが挙げられる。現在、防災アプリを活用するよう啓発されているが、活用状況と課題は。 (4) 市が地方創生推進交付金を活用して行う施策の目的に交流人口を増やし、いずれ地域の担い手へと期待して取り組んでいるものもあるが、地域課題を解消するほどの効果は出ているか。 (5) 地域や自治会が担ってきたことを行政へ転換するのではなく、これまでどおり地域や自治会が主体的に取組を持続するため、地域や自治会からの相談窓口を一元化し、指導、支援などを総合的にコーディネートする体制をとる考えは。 【質問の背景・論点】 高齢化や人口減少が進む地域では、これまで地域で自主的に活動してきた草刈り、農業用水路の管理などが年々困難が増すなどの課題が深刻化している。また、免許証返納者の増加、世帯の高齢化などで生活の維持についても課題が明確になりつつある。 財源が限られる中、行政中心の「公助」には限界があり、これまで地域や自治会が担ってきたことを行政へ転換することは難しい。しかし、類似する地域課題を有する地域・自治会が増えてきている実態を踏まえ、総合的に対策を講じていく時期にきている。 【質問のねらい】 地域・自治会の維持にあたって、政策・施策の中で新たな発想や手法の導入の検討を開始する。 2 地域インフラの災害対策について (1) 防災の観点からのインフラ管理について 過去の冠水や浸水などが発生した箇所の整備・修繕は優先順位の条件になっているか。 (2) 人口減少、高齢化、財政制約が進む中で、市として維持すべき農業用水の維持、地域内草刈りについて所感を問う。

次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
11	小川 幹則 新政・絆 (120 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 10:50 頃	【質問の背景・論点】 豪雨が頻回するようになっている中、防災の観点からインフラ管理について、これまで地域で自主的に解消できていたことが困難になってきている地域が出ている。 これから想定できる地域課題への対策をどうしていくかを考える機会とする。 【質問のねらい】 地域だけで担えなくなっているインフラ管理について、市がどのように関与していくかを確認する。
12	西井 真理子 新政・絆 (120 分) ※質問制限時間 は 1 人 60 分 9/9 13:00 頃	1 通学路見守りボランティア、継続できる取り組みを (1) 現在、市内で児童生徒の登下校を見守っていただいている方について、学援隊の登録だけでなく、自治会、自主防犯団体、企業、地域の有志なども含め、市として全体の人数や活動状況を把握しているか。 (2) 担い手不足について、認識していることは。 (3) 見守りのハードルを下げ、参加しやすい「ながら見守り」について導入の考えは。 (4) 活動への感謝が見える形にし、新たな担い手の確保と継続のため、ボランティアポイント制度を検討する考えはあるか。 【質問の背景・論点】 いなべ市では、学援隊をはじめ、自治会、自主防犯団体、地域住民、保護者など多くの方々の協力によって児童生徒の登下校の安全が支えられている。一方で、見守り活動を担う方々の高齢化や担い手不足が課題となっている。これまでも、事務事業評価や一般質問において今後の担い手についても議論されてきた。全国では、日常生活の中で行う「ながら見守り」や企業との連携、ボランティアポイント制度など新たな担い手を増やす取り組みも進められている。 今後は、子どもたちの安全を一部の地域住民の善意だけに頼るのではなく地域全体で無理なく継続し支える仕組みへ発展させていく必要がある。 【質問のねらい】 ・地域全体で無理なく見守りを続けられる仕組みをつくること ・活動する人のやりがいや感謝が見える仕組みをつくること ・地域コミュニティや高齢者の社会参加、企業の地域貢献にもつながること 2 誰もが自分らしく暮らせる人権が尊重されるいなべ市へ (1) 平成 18 年に実施した「豊かな暮らしとお互いを尊重するまちづくりに関する調査」では、市民の人権意識だけでなく、生活実態や生活要求まで調査しています。この調査結果を、人権施策やまちづくりにどのように反映してきたのか。 (2) 市は、地域社会に残る固定的な性別役割意識や社会通念、慣習について、どのような課題認識を持っているか。 (3) 現在、市民が地域生活の中で感じている生きづらさや人権上の課題について、どのような方法で把握しているか。 (4) 女性、障がいのある人、外国人、性的少数者など、それぞれの立場から見た地域の暮らしやすさについて、どのように把握しているか。 (5) 現在の「いなべ市人権啓発基本方針」は平成 20 年に策定された。策定から 18 年が経過し、社会環境や市民の価値観、人権を取り巻く課題も変化している。第 3 次市総合計画がスタートした今、市民生活や人権課題を踏まえて基本方針を検証し、必要に応じて見直していく考えはあるか。 (6) 平成 18 年の調査から 20 年が経過した。男女共同参画に限定するのではなく、高齢者、障がいのある人、外国人、子ども、性的少数者、移住者など幅広い市民を対象として、「誰もが自分らしく暮らせる地域になっているか」 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
12	西井 真理子 新政・絆 (120 分) ※質問制限時間 は1人60分 9/9 13:00頃	という視点から、市民の生活実態や人権意識を改めて把握する調査を実施する考えはあるか。 【質問の背景・論点】 いなべ市では、平成18年に「豊かなくらしとお互いを尊重するまちづくりに関する調査」を市民5,000人を対象に実施し、人権意識だけでなく、生活実態や生活要求についても幅広く調査された。その結果、男女の役割意識については否定的な意見が多い一方、「自治会の女性役員が少ない」ことについては問題と感じていない人も多く、男女平等という意識と、実際の地域社会における慣習や役割との間に違いが見られた。 その後、平成20年に策定された「いなべ市人権啓発基本方針」では、人権問題は特別な場面だけに存在するものではなく、日常生活の中に存在するものであり、市民の生活課題そのものが人権課題につながるという考え方が示されている。一方、令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケートにおいても、「社会通念・慣習など」について男性が優遇されていると感じる人が75.8%となっている。 平成18年の調査から20年が経過した現在、地域社会や市民の価値観は大きく変化している。地域に長く受け継がれてきた文化や人と人とのつながりを大切にしながら、固定的な役割意識や社会通念、慣習などによって、誰かが生きづらさを感じることはない地域社会をつくっていくことも必要である。 第3次いなべ市総合計画が掲げる『『好き』が、あふれる。『私のまち いなべ』を実現するためにも、誰もが一人の人間として尊重され、自分らしく暮らすことのできる地域社会の構築に向け、改めて考える必要がある。この質問は、地域に残る文化や伝統、人と人とのつながりを否定するものではない。むしろ、地域の良さを大切にしながら、時代や社会の変化に合わせ、誰かの生き方や選択を狭めてしまう固定観念や慣習については、地域全体で考えていく必要があるという問題提起である。 「昔からそうだから」「地域では当たり前だから」という理由で、誰かが違和感や生きづらさを抱えながら、それを言葉にできずにいることがないか。いなべ市が目指す「私のまち いなべ」とは、昔から暮らしている人も、新しく移り住んできた人も、性別、年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、「ここで暮らしていきたい」と思えるまちであるべきだと考える。 【質問のねらい】 20年前の調査を振り返るだけでなく、今の市民の声を改めて聴き、これからの人権施策につなげることを求める。

順番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質問項目
13	岡 恒和 無会派 (45 分) 9/9 14:10 頃	1 市内住宅の耐震化状況及び補助制度を問う (1) 市内の住宅耐震化状況について ①2026年3月現在で、新耐震基準(1981年6月)に適合しない住宅数及び全住宅数に占める割合は。 ②直近10年間に耐震化された住宅数は。 ③今後10年間で耐震化されると見込まれる数は。 (2) 市内の住宅耐震診断、補強設計、工事について 令和6年度の決算資料によると、直近10年間の耐震診断総数は236件、補強設計は8件、補強工事は5件となっている。 (3) 耐震診断数に比べ、補強設計、補強工事数が極端に少なくなっている。この結果をどう見ているか。 (4) 補強設計、工事を促進するための方策をどのように行っているか。 (5) 耐震改修の目標数はあるか。 (6) 和歌山県では各市町が耐震改修促進計画を策定し、実行に移すアクションプログラムにより、改修目標や改修実績を管理している。いなべ市でもこうした計画を持つべきではないか。 (7) 三重県内市町の住宅耐震に係る補助制度の中で、いなべ市が取り組んでいないものが多くある。類似団体の亀山市と比較した場合どのようなものがあるか。 (8) 特に代理受領制度については、申請者が用意する工事費が少なくなるため、改修促進に大きな効果を持つと考える。いなべ市での採用を求めるがどうか。 【質問の背景・論点】 令和8年7月28日、熊本県で発生した大規模地震は、最大震度7を記録した。この地震による死傷者は、397人を数え、死者も39人と悲惨な状況となっている。 また、住宅被害については、全壊が1474棟と大きな被害が発生し、倒壊によって命を落とされた人もいた。 こうした状況を踏まえ、いなべ市において、住宅の耐震化率はどの程度の状況なのか。また、耐震補強などの補助制度が有効に機能しているのか、課題は何かを明らかにしたい。 地域防災計画では、いなべ市の震度予測は、最大規模の南海トラフ地震で市内地域の約55%が震度6弱以上、内陸直下型地震(養老―桑名―四日市断層帯地震)で約60%の地域が震度6強以上となっている。旧耐震基準は、震度5程度で倒壊しないと想定されたものであり、危険な住宅との認識が必要である。 【質問のねらい】 市民が住宅の耐震補強工事への関心を高め、三重県が進める助成を活用して安全な住宅とできるようにする。それにより住宅倒壊の危険性を減らし、命が失われない状況を実現する。 2 敬老事業を問う (1) これまで「集合型」「訪問型」いずれの形態の事業も助成対象としていたものを「集合型」に限定したのはなぜか。 (2) 決定した時期及び決定した会議(行政組織)は。 (3) 「集合型」以外の敬老事業をする地区はあるか。 【質問の背景・論点】 2026年6月ごろ、自治会長に対し、敬老事業を受託するいなべ市社会福祉協議会から、令和8年度から、「訪問型」の事業には補助金を出さない趣旨の通知があった。急な変更により困惑する地区も生まれた。今回の変更が事業の目的や趣旨にどうかかわるのか明らかにしたい。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
13	岡 恒和 無会派 (45 分) 9/9 14:10 頃	【質問のねらい】 地区老人クラブとの連携を図り、地域で高齢者を支える体制づくりを強化する。
14	黒瀬 信明 無会派 (45 分) 9/9 15:05 頃	1 市内太陽光発電施設の実態把握と情報管理について (1) いなべ市では、市内に存在する太陽光発電施設について、FIT・FIP・非FIT・非FIP、10kW以上・10kW未満等の区分ごとに、設備数、設備容量、所在地、事業者及び所有者、緊急時の連絡先等をどの程度把握しているか。 また、現在市が把握している設備は、市内に存在する設備の全数を把握したものなのか、それとも市への届出等によって把握できた設備に限られるのか。 (2) 市が把握しているこれらの情報について、現在どのような台帳・システム等によって管理しているのか。 例えば、Excel 等によるデータ管理なのか、庁内のデータベースやGIS等を活用しているのか。また、事業者変更、所有者変更、事業譲渡、廃止、撤去等が行われた場合に、変更前の情報も含めて履歴を残しながら、同一設備を継続的に追跡できる仕組みとなっているのか。 (3) 市内には、長期間にわたり草が放置されるなど、適正な維持管理が行われていないと思われる太陽光発電施設があり、隣接する住民から「管理者に連絡したくても連絡先が分からない」との声もある。 そこで、市は、太陽光発電施設について、所有者・管理者の氏名や連絡先等を記載した標識の設置状況を把握しているか。また、標識が設置されていない、あるいは連絡先が確認できない施設について、市はどのように対応しているか。 (4) 三重県のガイドラインでは、一定の太陽光発電施設について、外部から見えやすい場所への認定事業者名や連絡先等を記載した標識の掲示を求めている。市として、住民が適切な管理者へ速やかに連絡できる環境を確保する観点から、この標識の掲示についてどのように認識し、対応しているか、市の見解を伺う。 (5) 国では、FIT・FIP 認定設備について設備 ID を用いて同一設備を継続的に管理し、地方自治体も認定情報を閲覧できる仕組みがある。 そこで、いなべ市においても、国の設備 ID、三重県の事業概要書等、市が保有する情報を相互に照合・連携し、非FIT・非FIP 設備等も含めて、「設置から事業終了、撤去・処分完了まで」を一つの設備情報として一元的に管理する仕組みを構築する考えはあるか。また、現時点でそのような仕組みがない場合、将来の事故・事件・災害や所有者不明、事業者の倒産等にも迅速に対応できるよう、市独自の「太陽光発電設備台帳」等を整備する考えはあるか、市長の見解を伺う。 【質問の背景・論点】 私はこれまで、大規模太陽光発電施設について、行政文書の保存、災害・火災リスク、景観・森林・水資源、設備の維持管理及び事業終了後の撤去・太陽光発電所の銅線の盗難等について一般質問を行ってきました。 太陽光発電施設については、設置して発電を開始した時点だけでなく、設備撤去、処分に至るまで、将来世代に課題を残さないよう、長期間にわたって適正に管理していくことが重要です。 今回、私が資源エネルギー庁、三重県及び中部経済産業局に確認したところ、国では、FIT・FIP 認定を受けた発電設備ごとに「設備 ID」を付与し、事業者変更、所有者変更、事業譲渡、廃止等が行われた場合も、原則として同一の設備 ID を用いて管理しているとのこと。また、地方自治体につ 次ページへ続く

順番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
14	黒瀬 信明 無会派 (45 分) 9/9 15:05 頃	いても、国が保有する FIT・FIP の認定情報を閲覧できる仕組みが設けられています。 一方、三重県からは、事業概要書等の提出や事業者からの相談・届出等がない場合には、県及び市町において事業の変更や廃止等を把握できない場合があるとの回答を得ています。さらに、中部経済産業局からは、FIT・FIP の認定を受けていない太陽光発電設備については、再エネ特措法に基づく国の管理対象外となるとの回答も得ています。 このことから、市内の太陽光発電施設については、国が設備 ID によって管理している FIT・FIP 設備と、県・市が事業概要書等によって把握している設備、さらに国の再エネ特措法上の管理対象外となる非 FIT・非 FIP 設備との間で、情報の把握や更新状況に差が生じる可能性があります。また、事業者や所有者が変更された場合に、現在市が保有している情報が適切に更新され、将来の事業終了、撤去・処分の段階まで同一の設備を継続的に追跡できる状態になっているのかについても確認する必要があります。 特に、太陽光発電施設で事故や事件・災害等が発生した場合には、所有者や事業者の緊急連絡先を速やかに確認することが重要です。そのため、単に「市内に何件の太陽光発電施設があるか」を把握するだけではなく、所在地、設備規模、事業者、所有者、緊急連絡先、設備 ID、事業者・所有者変更等の履歴、廃止・撤去状況までを一つの設備情報として継続的に管理できる体制が必要だと考えます。 【質問のねらい】 ①誰が撤去するのか ②誰が費用を負担するのか ③誰が撤去完了を確認するのか ④事業者がいなくなった場合は誰が対応するのか 以上4点を確認し、特に、「撤去完了を確認する責任主体」を明確にすること。 2 太陽光発電施設の事業終了後における撤去・廃棄リスクと地域資産保全について (1) 事業者が撤去責任を果たせない場合について ①事業者の倒産、破産、事業撤退、連絡不能、事業譲渡、所有者変更、撤去費用不足等により、発電事業者が撤去・廃棄の責任を果たせなくなった場合、市として誰に対して撤去を求め、どのような法令に基づき、どのような手順で対応することを想定しているか。 ②撤去費用を負担すべき主体が不明確となった場合や、費用回収が困難となった場合、市民負担や公費負担につながる可能性について、市はどのように認識しているか。 (2) 「廃止」から「撤去・処分完了」までの管理について 太陽光発電設備については、単に廃止届が提出されたかどうかだけではなく、「廃止 → 撤去 → 処分 → 処分完了」までを確認することが重要であると考えます。 そこで、市では、事業終了後の設備について、撤去及び処分が完了したことをどのように確認しているか。また、FIT・FIP 設備、非 FIT・非 FIP 設備、10kW 未満設備を含め、「設置 → 稼働 → 事業者・所有者変更 → 廃止 → 撤去 → 処分完了」までをサイクル全体として把握・管理する仕組みを構築する考えはあるか。 (3) 地域資産保全と将来世代への責任について 私は、太陽光発電施設の問題を、単なる再生可能エネルギー政策の問題ではなく、「地域資産をどのように守り、将来世代へ引き継ぐのか」という課題であると考えている。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
14	黒瀬 信明 無会派 (45 分) 9/9 15:05 頃	現在の経済的利益だけでなく、将来発生する可能性のある事件、防災、環境、景観、撤去、廃棄等のリスクまで含めて地域の価値を評価し、「いなべブランド」「将来世代に課題を残さないまちづくり」「地域資産保全」という考え方を、市政運営の中に取り入れていく必要があるのではないか。国及び県の制度を踏まえながら、市独自の管理体制や制度設計について検討する考えはあるのか、市長の見解を伺う。 【質問の背景・論点】 太陽光発電設備については、特に事業終了後に設備が確実に撤去・処分されるのかという点が、将来に向けた重要な行政課題です。 今回、私が三重県に確認したところ、県ガイドラインでは、事業終了後の撤去・処分費用を事業収益等から計画的に確保することを事業者に求めています。しかし、県は、事業者ごとの具体的な積立額や積立方法、定期報告、積立残高等を確認する仕組みは設けていないと回答しています。さらに、廃止届提出後についても、太陽光パネル、架台、基礎その他の設備について、撤去・処分が完了したことを県が一件ごとに確認する仕組みは設けていないとの回答です。 一方、中部経済産業局からは、FIT・FIP 設備については、廃止届提出時に撤去前・撤去工事中・撤去後の写真等によって撤去状況を確認しているとの回答を得ています。しかし、ここでも重要なのは、FIT・FIP と非 FIT・非 FIP では国の管理制度そのものが異なることです。 特に非 FIT・非 FIP については、再エネ特措法上の管理対象外です。また、FIT・FIP についても、今回の県回答からは、県が撤去費用の積立残高を継続的に確認しているわけではないことが明らかになっています。したがって、「最終的に発電事業者が撤去責任を負う」とこと、「将来、本当に撤去できることが行政によって担保されている」とことは別問題です。 事業者の廃業、倒産、事業譲渡、所有者変更等が発生した場合に、撤去費用が確保されていなければ、最終的に地域や行政が対応せざるを得なくなる可能性があります。 長期間の事業終了まで見据えた地域資産保全と将来世代への責任という視点から、行政としてどこまで備えるべきかを検討する必要があります。 【質問のねらい】 これは、いなべ市の地域資産を守る上で、事前に検討しておくべき課題です。 太陽光発電設備について、「設置時の適正管理」だけではなく、「事業終了後の撤去・処分完了までを含めたライフサイクル管理」という視点から、市の考え方を確認する。 また、 ・事業者が責任を果たせなくなった場合の対応 ・廃止から撤去・処分完了までの確認体制 ・非 FIT・非 FIP 設備を含めた管理体制 ・将来的な行政リスク及び財政リスク について、市の認識を明らかにする。 さらに、「いなべブランド」「将来世代に課題を残さないまちづくり」「地域資産保全」という観点から、市独自の管理体制や制度整備の必要性について市長の見解を確認する。 3 体育施設の予約制度における市民の利便性と公平性の向上について (1) 現在、体育施設について「空き状況確認→オンライン仮予約→窓口での本申請→利用許可」という手続となっているが、窓口での本申請を必要としている具体的な理由と、その法的根拠は。 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
14	黒瀬 信明 無会派 (45 分) 9/9 15:05 頃	(2) 現在の運用において「キャンセル料金」がオンライン本予約のボトルネックとなっているとのことだが、ここでいうキャンセル料金とは具体的にどのような制度を指すのか、その発生条件、金額及び条例・規則等の根拠を伺う。 (3) 令和7年度6月定例会で当時の教育部長は、早朝から窓口に並んで予約する現在の方法を「公平・公正な予約方法」と示されているが、仕事、子育て、身体的事情等により早朝に窓口へ行くことが困難な市民も含め、本当に利用機会の公平性が確保されていると考えているのか、市の認識を伺う。 (4) オンライン先着順、抽選、利用回数の制限、定期利用団体と一般利用者の枠設定など、他自治体で採用されている方法について、これまでどのような検討を行ってきたか。 (5) 既に施設予約システムが導入され、オンラインで仮予約まで可能となっていることを踏まえ、キャンセルや使用料の徴収・還付等の課題を整理した上で、体育施設の本予約・利用許可までオンラインで完結できる仕組みを導入する考えはあるか。また、現時点で導入が困難である場合、今後、導入に向けた調査・検討を行う考えがあるか、市の方針を伺う。 【質問の背景・論点】 いなべ市では、施設予約システムにより体育施設の空き状況の確認及び仮予約が可能となっていますが、正式な利用許可を受けるためには、窓口へ出向き、申請書を提出する必要があります。 現行の「いなべ市体育施設条例施行規則」第4条では、体育施設の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならないと規定されています。また、第5条では施設予約システムによる予約を認めながらも、予約後に窓口での申請を必要とする仕組みとなっています。 一方、令和4年度の教育委員会事務の点検及び評価報告では、毎月1日に朝早くから窓口に並んで申請する状況や、員弁運動公園体育館の利用率が高く、予約で埋まっている状況が示されています。さらに、令和7年6月定例会の一般質問においても、希望する日を確実に予約するため、早朝から受付に待機する利用者が多いことを市が認識しています。 市は現在の「窓口に並んだ順」という方法について、公平・公正な予約方法であるとの考えを示していますが、仕事、子育て、身体的事情等により早朝から窓口へ行くことが困難な市民もいることから、「並ぶことができること」を公平性の基準としてよいのかについては、改めて検討する必要があります。 また、今回、体育施設利用者から「仮予約まではオンラインでできるにもかかわらず、本予約のために窓口まで行かなければならない。オンラインで本予約まで完結できるようにしてほしい」との要望を受けています。 担当課からは、オンラインで本予約まで完結できない理由として「キャンセル料金のシステムがボトルネック」との説明を受けましたが、現行の条例・規則を確認すると、「キャンセル料金」という名称の規定はなく、使用料の還付・不還付に関する規定が設けられています。また、現在の窓口申請等の運用については、合併前の旧町時代からの運用を引き継いでいるとの説明もありました。 そこで、現在の予約制度について、その法的根拠、実際の運用、キャンセル・還付制度、公平性を整理した上で、デジタル化を活用した新たな予約制度への見直しを検討する必要があります。 【質問のねらい】 体育施設の予約から利用許可までの手続について、現在の制度と運用の根拠を明確にするとともに、「窓口に並ぶことが公平・公正」という従来の考え方だけにとらわれず、オンライン予約、抽選、利用回数制限等の手法を活 次ページへ続く

順 番	質問者 会派名 (会派の持ち時間)	質 問 項 目
14	黒瀬 信明 無会派 (45 分) 9/9 15:05 頃	用し、市民の利便性と利用機会の公平性を両立できる予約制度への見直しを促す。 特に、既に施設予約システムによる仮予約が可能となっていることを踏まえ、本予約・利用許可までオンラインで完結できる仕組みについて、具体的な検討を求める。